

西郷村

「人と地域の絆づくり」推進補助金交付要綱

Q & A

住民自治の振興と村民協働のまちづくりを推進するため、住みよい地域社会の実現に向けて共同活動を行う行政区や住民団体等に対して、「人と地域の絆づくり」推進補助金を交付します。



Q. 補助金の交付対象となるのは、どのような団体？

A. 補助金の交付対象となるのは、住みよい地域社会の実現に向けて共同活動を行う行政区や住民団体、ボランティア団体、NPO法人などです。また、5名以上で団体の規約等を定めていることが条件となります。



Q. 補助金の交付対象となる事業は？

A. 村民協働をすすめていくために必要と認められる事業、公益性が認められる事業、村のまちづくりに必要と認められる事業や、集会所が無い行政区に対して、拠点の使用料を補助する事業です。村の審査を受け、決定されたことが条件になります。





Q. 補助金の対象になるかわからない場合は？

A. ①村から他の制度による補助金等を受けている事業、②村外で行う事業、③営利目的又は特定の個人または団体のみが事業の効果を受ける事業、④政治活動又は宗教活動を目的とする事業、⑤署名活動、募金活動、式典・表彰・顕彰・祝賀事業、⑥第三者に全てを委託する事業は認められません。詳しくは村総務課に問い合わせてください。



Q. 毎年度続けたいのですが対象になるの？

A. はい。対象となります。ただし、申請は毎年度必要になります。



Q. 補助金はいくらもらえるの？

A. タイプが3つあり、自立支援型は5万円が上限、地域拠点支援型は20万円が上限、事業支援型は20万円が上限になります。事業がどこに該当するかは、村総務課に問い合わせてください。





Q. 補助金の対象になる経費はどのようなもの？

A. 基本的には事業に必要な経費は対象となりますが、娯楽性の高い経費や活動後の打ち上げ等に係る飲食代は対象外となります。詳しくは要項等をご覧ください。



Q. 事業で収益が出た場合はどうなるの？

A. 事業収入として計上してください。収益がでる場合は補助金が減額されますので、ご注意ください。



Q. 事業実施中に補助金をもらうことはできるの？

A. 補助金の支払いは、原則として事業完了後になりますが、確定している費用などは、概算払いすることが可能です。詳しくは村総務課にお問い合わせください。





Q. 事業を進めるうえで何か気をつけることは？

A. 事業の際に取得した備品、印刷物等に「●●年度西郷村人と地域の絆づくり推進補助金事業」と表記願います。



Q. 事業費が大きく変更になる場合はどうなるの？

A. 事業内容が変わる場合、事業が中止になった場合など、手続きが必要となります。事業が変更になる場合等は、事前に村総務課にご相談ください。



ご不明な点や質問等がありましたら、村総務課へご連絡ください。お待ちしております。

【問い合わせ窓口】

西郷村総務課 電 話 0248-25-1112

F A X 0248-25-2689

(申請書ダウンロード)

ホームページ <https://www.vill.nishigo.fukushima.jp>